

仕 様 書

文化市民局 地域自治推進室 市民協働・市民活動支援担当

(担当 高山、別所 電話 075-222-4072)

件 名	京都市左京東部いきいき市民活動センター産業廃棄物（混合物）処分業務
契約期間	令和8年4月1日から令和8年7月31日まで
契約条件	別紙、仕様書による。ただし、本仕様書に掲げる業務以外の業務が生じた場合は別途契約する。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

京都市左京東部いきいき市民活動センター産業廃棄物（混合物）処分業務 仕様書

京都市（以下「発注者」という。）と、処分業者（以下「受注者」という。）は、発注者の事業所（京都市左京区鹿ヶ谷高岸町3番地の2 京都市左京東部いきいき市民活動センター）から排出される産業廃棄物（混合物）の処分に関して次のとおり行うものとする。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

（受注者の事業範囲）

- 1 受注者の事業範囲は産業廃棄物処分であり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったとき受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

（産業廃棄物の種類及び数量）

- 2 この仕様書の産業廃棄物（混合物）とは、一般廃棄物に該当するものを除き、木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず並びにそれらが混合されているものをいう。

なお、本業務は産業廃棄物の処分のみを対象とし、一般廃棄物の処分は含まれない。本契約の対象外である一般廃棄物（紙ごみ、木製家具、古布等）については、発注者が別途契約する。

3 処分子定数量

種 類	数 量
産業廃棄物（混合物）	2 4 5 m ³

※ ただし、あくまでも予定数量であり、増減することがある。また、増減があった場合においても契約金額の変更を行わない。

（処理条件）

- 4 受注者は、受け入れたものについては、可能な限りリサイクルすること。また、リサイクルに転用できなかったものについても、自ら適正に処理すること。

（搬入業者）

- 5 本業務の産業廃棄物の処分場所への搬入は、発注者が別途契約する収集運搬事業者が行う。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 発注者は、委託する産業廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報について、受注者に提供する。
- 2 受注者は、前項で提供された情報が適正処理のために不足していると判断した場合は、発注者に情報の追記を要求するものとする。
- 3 発注者は、契約後提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更後の情報を受注者に再提供しなければならない。
- 4 受注者は委託された産業廃棄物の処分が困難となった場合には、その旨を書面により速やかに発注者に通知しなければならない。

第4条（発注者受注者の責任範囲）

- 1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 受注者は発注者に対して、本業務の過程において法令に違反する行為、または過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

受注者は、処分又は最終処分が終了したときは、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入のうえ、産業廃棄物管理票（マニフェスト）のD票又はE票を速やかに提出するものとする。

【提出先】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市行文化市民局地域自治推進室 市民協働・市民活動支援担当 TEL075-222-4072

第8条（業務の一時停止）

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（支払い）

発注者は、本委託業務完了後に、受注者の請求により委託料を速やかに支払うものとする。

第10条（機密保持）

発注者、受注者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第11条（契約の解除）

- 1 受注者が法令に定める基準を満たさなくなったときは、発注者は本契約を解除することができる。
- 2 受注者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、発注者は本契約を解除することができる。
- 3 受注者の責によりこの契約が解除される場合は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

第12条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第13条（履行期間）

令和8年4月1日から令和8年7月31日までに実施すること。

第14条（現地見）

下見については、公告開始日から3開庁日後までに予約し、時間の指定を受けたうえで、指定された日時に現地に来ること。予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者については、下見を断る場合がある。なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えない。

下見場所（現地）：京都市左京東部いきいき市民活動センター

住所：京都市左京区鹿ヶ谷高岸町3番地の2

下見日程：受注者が指定する日時

(予約時に指定(入札期間最終日の12時までのいずれかの日時を指定する。))

第15条 (落札後の提出書類)

落札業者は、本委託契約書を交わす際、受注者として仕様書別紙「産業廃棄物処分受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受注者記入欄」の最終処分地の項目(所在地、処理方法、処理能力等)を必ず記載すること。

産業廃棄物 処 分 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄にの記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※ 受注者の委託業務が中間処理の場合</div> 最終処分地について、いずれか選択して <input checked="" type="checkbox"/> を記入し、不備のないようにすること。 <input type="checkbox"/> 最終処分先の許可証の写しを添付 <input type="checkbox"/> 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり